

ACC ユーザー会則

1 条. 名称

- 1.1 本会は、ACC ユーザー会と称す。
- 1.2 本会の英語名は ACC User Group Japan と称す。
- 1.3 本会の略称は ACCUG-JP (エーシーシー ユージー ハイフン ジェイピイ) とする。

2 条. 会の目的

建設業界において、Autodesk Construction Cloud (以下、ACC) を実務的に活用できるような活動を行い、その普及と展開を務める。但し、価格や供給数量など、建設業界やマーケットにおける競争にとって重要な情報の交換を行うものではない。

3 条. 制約・責任の範囲

- 3.1 会員は、本会に投稿・掲載する文章やデータ等の著作物については、本会会員がその著作物を利用する場合に限りその著作権の存在を問わないことを了承する。ただし、本会は著作物について会員間もしくは第三者との間で生じた紛争について一切責任を持たない。
- 3.2 会員は、本会を営利目的に関する活動に利用できない。
- 3.3 本会は、本会の利用により発生した会員の損害全てに対し、いかなる責任も負わないものとし、一切の損害賠償をする義務がないものとする。

4 条. 会員

- 4.1 会員の資格は、ACC および BIM360 のユーザーとする。
- 4.2 入会については、本会に入会を申し込み、本会がこれを承認した時点で入会が認められたものとする。
- 4.3 会員の期間は、入会が承認された時点から開始され、期限を特に定めない。
- 4.4 退会については、会員本人からの退会の申し出があった場合、または代理人からの申し出があり、本人の意思が確認できた場合退会を認める。
- 4.5 会員の資格喪失：次の場合は会員の資格を喪失するものとする：退会をした場合、死亡、若しくは失踪宣言を受けた場合、下記の 5 条（会員の義務）に違反した場合、本会から規約により除名処分を受けた場合。

5 条. 会員の義務

- 5.1 自己責任の原則：会員は、本会で行われた一切の行為およびその結果について当該行為を自己が是か否かを問わず、責任を負う。
- 5.2 会員は、専門分野プロフェッショナルとして、理事会で定めるテーマに沿ったタスクフォースに所属し、活動を行う。ACC 利用の義務：会員は、ACC の利用を通じて自身の専門分野での活動を行う。
- 5.3 私的利用の範囲外の利用禁止：会員は本会が承認した場合を除き、本会を通じて入手したいかなる情報をも複製、販売、出版、その他私的利用の範囲を超えて使用することは出来ない。
- 5.4 営業活動の禁止：会員は、本会が承認した場合を除き、本会を利用して営業活動、営利を目的とした利用及びその準備を目的とした本会の利用をすることが出来ない。
- 5.5 情報交換の制限：会員は、会員の製品ごとの生産量、出荷量、販売額等についての情報を交換してはならない。

6 条. 会員の権利

- 6.1 本会主催の種々の会合、イベントへの参加ができる。
- 6.2 会員向けの各種サービスを受けることができる。

7 条. 運営

- 7.1 本会の運営及び保守管理上の必要から、会員に事前に通知することなく、会員が本会に登録した情報及び文章等を削除することがある。
- 7.2 本会は、会員への事前の通知なくして、本会の内容を変更することがあり会員はこれを承諾する。
- 7.3 本会が提供する情報、会員が登録する文章及びソフトウェア等について、その完全性、正確性、適用性、有用性等いかなる保証をも行うものではない。
- 7.4
 - 7.4.1 本会は以下の何れかが起こった場合には、会員に事前に通知することなく、一時的に本会のサービスを中断することがある。
 1. 本会のシステムの保守を定期的に又は緊急に行う場合
 2. 火災、停電等により本会のサービス提供ができなくなった場合
 3. 地震、噴火、洪水、津波等の天災により本会のサービス提供ができなくなった場合
 4. 戦争、動乱、暴動、騒乱、労働争議等により本会のサービス提供ができなくなった場合
 5. その他、運用上或は技術上本会が本会のサービスの一時的な中断が必要と判断した場合

7.4.2 本会は、前項各号の場合以外の事由により本会のサービス提供の遅延又は中断等が発生したとしても、これに起因する会員又は他の第三者が被った損害について一切の責任をも負わないものとする。

7.5 本会のサービス提供の中止

7.5.1 本会は3ヶ月の予告期間を以って会員に通知の上、本会のサービスの提供を中止することができる。

7.5.2 前項通知は、本会のWEBサイト上に3ヶ月表示した時点で全ての会員が了承したものとみなす。

7.5.3 本会は本会サービス提供の中止の際、前項の手続を経ることで、中止に伴う会員又は第三者からの損害賠償の請求を免れるものとする。

8.条 役員

8.1 本会には次の役員を置くものとする。

理事会のメンバーとして、会長1名、副会長数名、理事数名

8.1.1 本会の役員は、本会の会員でなければならない。

8.2 役員の任命

8.2.1 会長は、理事会によって任命されるものとする。

8.2.2 副会長は、会長が指名し、理事会によって任命されるものとする。

8.2.3 理事は、会長、副会長が指名し、理事会によって任命されるものとする。

8.3 職務

8.3.1 役員は、本会則に定める業務の執行を行う。

8.3.2 会長は、本会を代表し、会長として業務を統轄する。

8.3.3 副会長は、会長が不在の場合、その期間中職務を代行する。

8.3.4 理事は、主に会の運営や技術向上などに関する業務を行う。

8.4 役員の任期

8.4.1 役員の任期は、理事会の承認日から1年とする。但し再任を妨げるものではない。

8.4.2 役員は任期満了後といえども、後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。

8.4.3 補選により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

8.5 役員の選出

8.5.1 会長、副会長、理事が欠けた場合などの選出は理事会において3分の2以上の賛成により選出することができる。

8.5.2 任期中に会長が解任または死亡した場合、理事会はすみやかに会長を選定・承認しなければならない。

8.5.3 役員の選出が行われた場合、会長はすみやかにこれを会員に報告しなければならない。

8.6 役員の解任

8.6.1 役員が次の各号のいずれかに該当する場合は、理事会において3分の2以上の承認により解任することができる。この場合、その役員に対し、承認の前に弁明の機会を与えなければならない。

1. 心身の不調のため、職務の執行に堪えないと認められた場合

2. 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったと認められた場合

8.7 報酬等本会の運営に関わる役員および会員は無給とする。

9.条 会議

9.1 会議の種類

9.1.1 会議の種類は、総会、臨時総会、理事会とする。その他の会議は理事が適宜必要に応じて開催する。

9.2 総会

9.2.1 総会の招集と開催総会は会長が招集し会員に通知する。

9.3 臨時総会

9.3.1 会長は次の場合には臨時総会を招集しなければならない。

1. 理事会から、その理由を示して総会開催の要求があったとき

2. 会員の5分の1以上から会議の目的を示して総会開催の要求があったとき

9.4 理事会

9.4.1 理事会、会長、副会長、理事をもって構成する。

9.4.2 理事会は、定期的に開催し、会務の執行に必要な事項を処理するものとする。

9.4.3 理事会は、インターネット等の電子的媒体を通じて行われる場合もある。

9.4.4 理事会の議長は会長が行うものとする。

9.4.5 理事会は理事の委任状を含む2分の1以上の出席をもって成立するものとする。

9.5 会議における議決

会議の議事は、会則による定めが特に無い場合、出席者の持つ議決権の過半数で決する。

可否同数の時は、議長の決するところによるものとする。

9.6 議決権

9.6.1 総会および臨時総会の議決権は会員各人1個を有するものとする。

9.6.2 総会および臨時総会の議決権は、委任状により、議決権を持つ他の会員に委任することができる。

9.6.3 理事会の議決権は、会長、副会長、理事が各人1個を有するものとする。

9.6.4 理事会の議決権は、委任状により、議決権を持つ他の理事会構成員に委任することができる。

9.6.5 特別な利害関係人は定足数に算入せず、また、議決権を行使することはできない。

10 条. 会則の変更

10.1 この会則を変更しようとするときには、理事会の半数以上の議決を得なければならない。

10.2 理事会により本会則の変更が議決された場合には、その内容と施行日を施行前に会員に対して報告しなければならない。

11 条. 解散

11.1 本会は、理事会の半数以上の議決を得た場合に解散するものとする。

12 条. 事務局

12.1 本会は、会の運営の補助、連絡等のための事務局を置く。

12.1.1 事務局の所在地は、別途定める。

13 条. 管轄裁判所

13.1 事務局所在地を管轄する裁判所を、会員と本会の専属的合意管轄裁判所とする。

以上